



災害に備えて 住民同士の協力・助け合いを

03 避難所の開設基準

災害が発生した場合や発生の恐れがある場合、町内の公共施設を避難所として開設します。開設に当たっては、災害の大きさや種類に応じて、原則として次の表に基づき開設を行います（○印：開設）。災害の種類等に応じて適切に避難してください。

番号	名称	ステージ					備考
		風水害		地震		Ⅲ	
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ		
		大雨・暴風・洪水警報が発表された場合	Ⅰよりも被害が大きくなる場合	震度5弱を観測し避難者が多数発生する場合	震度5強以上を観測し避難者が多数発生する場合	想定収容人数を超える避難者が発生する場合	
1	豊山小学校		○	○	○	○	
2	新栄小学校		○	○	○	○	
3	志水小学校		○	○	○	○	
4	豊山中学校				○	○	
5	社会教育センター					○	地域内輸送拠点
6	東部学習等供用施設	○	○			○	
7	富士学習等供用施設	○	○			○	
8	新栄学習等供用施設	○	○				医療救護所
9	総合福祉センターしいの木		○		○	○	福祉避難所
10	総合福祉センター北館さざんか	○	○			○	
11	総合福祉センター南館ひまわり					○	
12	富士保育園					○	
13	豊山保育園					○	

・避難所開設の判断は、地域防災計画に基づき災害対策本部が設置され気象条件や被害の程度に応じ、施設を点検した後に、利用可能と判断した場合に開設します。

無料耐震診断の申込者を募集します

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を対象に無料耐震診断の申込みを受け付けています。専門の診断員を派遣し、1時間程度の診断を行います。後日、結果報告書をお渡しするとともに、耐震改修を行った場合の概算工事費、一般的な補強のアドバイスをしています。

受け付け順に診断を行いますので、お早めにお申し込みください。

▶申込み・問合せ

産業・都市政策課都市政策係

☎28・2463

04 避難所での生活

大規模な災害が発生し、自宅に被害が出た場合は、避難所で避難生活をするようになります。自主防災組織が中心となり、住民同士が助け合い、自主的に避難所を運営する必要があります。



避難所での生活七箇条

- 第一条 作業などは積極的に協力する。
- 第二条 定められたルールや時間を守る。
- 第三条 個人のことは個人で責任を持つ。
- 第四条 退所や外泊時は手続きをする。
- 第五条 意見などは順を追って申し出る。
- 第六条 食中毒の予防策をとる。
- 第七条 要配慮者に気遣い、皆で助け合う。